

上越市地産地消推進の店 ロゴマークについて

上越産品を積極的に取り扱う「上越市地産地消推進の店」のロゴマークのデザインについて、一次選考で通過した5作品で一般投票(1,162票)を行い、最多の596票を獲得した、上原悠雅(うえはらゆうが)さんの作品に決定しました。

ロゴマークは今後、「上越市地産地消推進の店」の新たなシンボルとして、認定店のホームページや、店舗の販売促進資材などに掲載・活用し、さらなる地産地消推進の店の認知度向上を図っていきます。

ロゴマークの活用例



名刺に使用



HPに使用



貸与は2枚のみだが、もっとPRするために、自分でのぼり旗を作成する。

ロゴマーク等の使用について

① ロゴマーク等が使用できる場合は、下記の通りです。

- 「上越市地産地消推進の店」プレミアム認定店・認定店
- 市が認めた場合（例：報道機関への提供など）

② 禁止事項

- 法令または公序良俗に反すること
- 特定の政治、思想または宗教の活動に使用すること
- 市の品位を傷つけると認められること
- 自己の商標、意匠等として独占的に使用すること
- 市に無断でロゴデザインに係る素材または制作物を第三者に譲渡または転貸すること
- その他市がロゴマーク等の使用を不適格と認めること

③ 注意事項

- ロゴマークの形状は、改変しないでください。
- 使用者が、独自のロゴマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用（登録）することはできません。
- ロゴマーク等を使用することにより、当該店舗および商品の品質やサービスの内容などを保証することを目的とするものではありませんが、使用にあたっては認定店としての信用が損なわれることのないよう努めてください。
- ロゴマーク等の不適格な使用が認められたときは、使用者に対し改善を求め、改善が見られない場合は、使用を差し止め、使用者に対し、ロゴマークを使用した物品等の回収等の措置を求めることができるものとします。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとします。
- ロゴマーク等の使用に伴う問題が発生した場合は、使用者が責任を負い対処してください。その場合、上越市は一切の責任を負いません。

ロゴマークの入手方法について

① 下記の事項を送信してください。

○必要事項

- ・店舗名
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・認定番号
- ・希望するデータの種類※（例：①ロゴマーク、④のぼり旗）
- ・使用用途（例：名刺に使用、のぼり旗を自前で印刷してPRを行う。）

※次頁に活用できるデータを紹介しております。

○送信方法

・二次元コード

または

・E-mail (syoku-iku@city.joetsu.lg.jp)

E-mailで送信する場合は、件名(タイトル名)を、

「地産地消推進の店ロゴマークデータ希望」としてください。

② 事務局で内容を確認したうえで、必要なデータをzip形式で送付します。

③ 前頁の禁止事項、注意事項を遵守し、ロゴマークを活用してください。



(二次元コード)

※あらかじめ、宛先、件名を入力してありますので、
上記、必要事項を記載のうえ、返信してください。



■使用にあたっての問合せ先

上越市農林水産部農政課農業総務係

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

TEL:025-520-5747 FAX:025-526-6815

E-mail: syoku-iku@city.joetsu.lg.jp



上越市

地産地消推進の店



上越市

地産地消推進の店

バリエーション(② HPのバナー:3種類)

※データの形式は、jpeg、pdf、aiとなります。



(サイズ:300pixel×100pixel)



(サイズ:300pixel×250pixel)



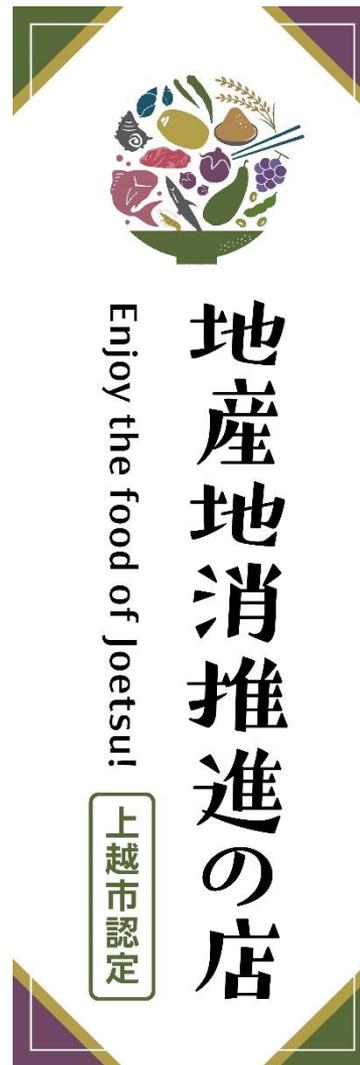
(サイズ:1600pixel×900pixel)



(サイズ:10cm×10cm)



ミニのぼり旗
(サイズ:100mm×310mm)



のぼり旗
(サイズ:600mm×1800mm)